明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（三一四）　三
○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令（三一五）　四
○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（三一六）　五
○職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（三一七）　七
○行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（三一八）　九
○公営住宅法施行令の一部を改正する政令（三一九）
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（三二〇）

〔内閣官房令〕

○職員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房九）　一二
○行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（同一〇）　一七

〔省　令〕

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務一二）　二四
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一六）　二五

〔官庁報告〕

官庁事項

国民の保護に関する基本指針の一部変更（内閣）　二六
総務省国民保護計画の変更について（総務省）　二九
公安調査庁国民保護計画の変更について（公安調査庁）　三一
文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画の変更について（文部科学省・スポーツ庁・文化庁）　三三
厚生労働省国民保護計画の変更について（厚生労働省）　三四
農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の変更について（農林水産省・林野庁・水産庁）　三五
経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の変更について（経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁）　三六
環境省国民保護計画の変更について（環境省）　三七
原子力規制委員会国民保護計画の変更について（原子力規制委員会）　三八
防衛省及び防衛装備庁の国民の保護に関する計画の変更について（防衛省・防衛装備庁）　三九

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三一四号）（外務省）

1　在レシフェ日本国総領事館及びアフリカ連合日本政府代表部に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

3　在バヌアツ日本国大使館及び在キプロス日本国大使館に勤務する外務公務員に支給する住居手当に係る控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

4　この政令は、平成三〇年一月一日から施行することとした。

◇独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令（政令第三一五号）（総務省）

1　独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号）第五〇条の七第一項（同法第五〇条の一一において準用する場合を含む。）の規定による届出事項に、再就職の約束をした日以前の中期目標管理法人役職員としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日、再就職先の連絡先並びに離職後の就職の援助を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容を追加することとした。（第一六条第四項関係）

2　この政令は、平成三〇年一月一日から施行することとした。